

日建連発第 169 号
2024 年 2 月 22 日

法人会員指定代表者 各位

一般社団法人日本建設業連合会
建築本部長 蓮輪 賢治

「適正工期確保宣言」実施要領について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当会の活動に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、御高承のとおり、昨年 7 月の理事会において「適正工期確保宣言」が決定され、同日付で私から『「適正工期確保宣言」について（建築本部長通知 日建連発第 67 号）』を発出し、その中で「社内関係部署に情報提供の上、速やかに取組を開始していただきたい」旨をお願いしたところです。

同 9 月には、宣言の本格実施を改めて通知するとともに、民間発注者に見積書を提出する際に、宣言の内容を説明するためのパンフレットを作成・公表いたしました。

会員各社におかれましてもご活用いただいている事と存じます。

宣言は、即時効力を発するものとして、各社において準備が整い次第取組みを開始することとしてきましたが、このたび、適切な工期の確保に向けた具体的な内容を取りまとめた「適正工期確保宣言」実施要領を策定いたしましたのでご案内申し上げます。

また、今後は会員各社における取組みについて、半年ごとにフォローアップ調査を実施し、実効性を高めていきたいと考えておりますのでご協力いただきたく、何卒宜しく御願ひ申し上げます。

敬具